

鎌倉市農業委員会 令和 8 年度 第 5 回総会 次第	
日 時	令和 8 年 (2026 年) 8 月 28 日 (金) 15 時 30 分開会
場 所	鎌倉市役所 本庁舎 4 階 402 会議室
委員名	2 番 石田直樹、3 番 金田康浩、4 番 平井保男、5 番 小島信行、 6 番 関根豊、7 番 郷原均、8 番 齋藤竜直、9 番 二之宮智和、 10 番 市川幸子、11 番 宮地幸夫、12 番 落合るみこ、 13 番 飯田亜希子 以上 12 名
事務局出席者	秋山事務局長補佐・富田主事・植竹主事
議長(平井会長)	定刻になりました。それでは、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(秋山補佐)	議長。1 番 山中委員、山戸事務局長から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(平井会長)	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、3 番 金田委員、5 番 小島委員に お願いします。 次回の現況証明委員については、5 番 小島委員、9 番 二之宮 委員にお願いします。
議長(平井会長)	次に、日程第 1、報告第 11 号、農地法第 3 条の 3 の規定による 届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1 件、報告い たします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 1、報告第 11 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届 出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 以降は着席してご報告します。 本報告は、相続等により、農地の権利を取得した者が行う届出に ついて、7 月 1 日から 8 月 10 日までに受理し、処理した案件につい て報告するものです。 資料につきましては、送付資料の 1 ～ 3 ページをご覧ください。 対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 7 年 10 月 12 日に相続により届出者が所有権を取得 し、令和 8 年 7 月 21 日に専決処分いたしました。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第 2、報告第 12 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定 による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告につい て、11 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 2、報告第 12 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定 による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報

告します。

本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、7月1日から8月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。

資料につきましては、送付資料の4～21ページをご覧ください。

それでは、報告に移ります。4ページの番号1と、10ページの整理番号1の案内図をご覧ください。

対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。

本件は、令和8年8月10日に専用住宅へ転用のため、令和8年7月8日に専決処分いたしました。

次に、整理番号2～5につきましては、それぞれ関連する内容となっております。4ページの番号2と、11ページの整理番号2の案内図をご覧ください。

対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。

本件は、令和9年3月1日に社員寮・事務所へ転用のため、令和8年7月7日に専決処分いたしました。

続きまして、4ページの番号3と、12ページの整理番号3の案内図をご覧ください。

対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。

本件は、令和9年3月1日に土地区画整理を目的とした転用のため、令和8年7月7日に専決処分いたしました。

続きまして、5ページの番号4と、13ページの整理番号4の案内図をご覧ください。

対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。

本件は、令和9年3月1日に土地区画整理を目的とした転用のため、令和8年7月7日に専決処分いたしました。

続きまして、5ページの番号5と、14ページの整理番号5の案内図をご覧ください。

対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。

本件は、令和9年3月1日に社員寮・事務所へ転用のため、令和8年7月7日に専決処分いたしました。

続きまして、5ページの番号6と、15ページの整理番号6の案内図をご覧ください。

対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。

本件は、令和8年8月1日に資材置場へ転用のため、令和8年7月15日に専決処分いたしました。

続きまして、6～7ページの番号7と、16～17ページの整理番号7-①、7-②の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。

本件は、令和8年9月1日に倉庫へ転用のため、令和8年7月30日に専決処分いたしました。なお、本件については、所有権の移転ではなく、賃貸借の設定となります。

	続きまして、8ページの番号8と、18ページの整理番号8の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和8年11月7日に専用住宅へ転用のため、令和8年8月4日に専決処分いたしました。 続きまして、8ページの番号9と、19ページの整理番号9の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和8年10月1日に道路拡幅へ転用のため、令和8年8月10日に専決処分いたしました。 続きまして、8ページの番号10と、20ページの整理番号10の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和8年10月25日に専用住宅へ転用のため、令和8年8月12日に専決処分いたしました。 続きまして、9ページの番号11と、21ページの整理番号11の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和8年10月1日に専用住宅へ転用のため、令和8年8月12日に専決処分いたしました。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、議案第20号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第3、議案第20号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、ご説明いたします。 送付資料22ページの議案書及び23、24ページの参考資料をご覧ください。まず、生産緑地の買取申出について説明いたします。 23ページの参考資料①、生産緑地買取り申出に関するフローをご覧ください。 フロー図左上のとおり、農業の主たる従事者が死亡したとき、もしくは従事することを不可能にさせる故障に至ったとき、指定後30年を経過したときは、生産緑地法第10条に基づき、「市長に生産緑地を時価で買い取る申し出をすることができる」と規定されております。市長は、買取申出があった場合は、その日から起算して、1ヶ月以内に生産緑地を買い取る旨、又は買取らない旨を書面で通知することとなっています。 また、買取申出があった日から起算して3ヶ月以内に所有権移転

	が行なわれなかったときは、当該生産緑地の行為の制限は解除され、これ以降は、通常の市街化区域の農地と同様に、農地転用届出等を行うことが可能になります。 次に生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について説明いたします。先程ご説明した市への買取申出を行うに当たり、これまで耕作していた者が、死亡または重度の故障に至るまで、その土地の農業の主たる従事者であったことを農業委員会が証明する必要があるものです。 本件は、対象地の主たる従事者が、令和7年10月12日死亡により、耕作を継続することができないため、市へ買取申出を行うに当たり、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書」の交付申請があったものです。 本議案が承認されれば、申請人へ証明書を発行し、その後市への買取申出がなされ、参考資料のフローに沿って手続きが進むものです。以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の石田委員から補足説明をお願いします。
2番(石田委員)	議長。2番。8月20日(木)午前9時30分より、関根委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象農地の利用状況を確認したところ、主たる従事者死亡により、雑草等が繁茂している状況であり、今後は農地としての管理を継続して行うことが難しいことから、主たる従事者証明書を交付することに特段の問題は無いものと思われまます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第20号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(植竹主事)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第20号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第4、議案第21号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第4、議案第21号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明いたします。 送付資料の25ページの議案書、26ページの参考資料をご覧ください。相続税の納税猶予制度は、農業経営を営んでいた者の死亡により、農地を相続した相続人が引き続き農業を継続する場合に、相続人が対象農地のすべてを農地として効率的に終身営農することが条件となっており、条件を満たせば、相続税額の一部の納税が猶

	予されるものです。 納税猶予が適用される農地は、市街化調整区域内の農地と生産緑地のみとなります。納税猶予の適用を受けるには、相続人が相続期限までに所轄税務署で申告手続きを行う際に、相続人が当該農地の耕作者である旨を証明する「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」が必要となります。 本件に係る、農地の所在、被相続人及び相続人の住所氏名等は、資料のとおりとなっています。 本件は、市街化調整区域内の農地であり、納税猶予の対象となり、被相続人の死亡により令和8年3月14日に相続が発生したことに伴い、相続人から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の申請があったものです。 対象地については、適切に維持・管理されていることを現地で確認しており、営農について特段の問題はないと考えられます。 本委員会で承認を得た後、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」を発行します。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の関根委員から補足説明をお願いします。
6番(関根委員)	議長。6番。8月20日(木)午前9時30分より、石田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われており、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第21号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(植竹主事)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第21号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第5、その他、諸般の報告について、7件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第5、その他、諸般の報告について、7件、報告いたします。 諸般の報告1、農地法第30条による利用状況調査の実施について、報告いたします。 利用状況調査とは、平成21年の農地法改正により農業委員会に調査が義務付けられたもので、調査方法は農地を1筆ごと、目視で現地を確認するもので、調査結果を取りまとめた後、県へ報告するものです。

この調査は、例年お願いしているもので、委員の皆様には例年同様、市内の農地について、原則2名での調査をお願いします。

なお、農地の場所を探す目的でタブレットを使用いただけますので、タブレットの貸与を希望される委員は、本総会終了後に事務局までお申し出ください。事務局から貸与が出来るのは6台となります。令和8年度の調査は原則として昨年と同様の方法により行っていただきますが、若干の留意点もございますので、調査マニュアルに沿ってご説明いたします。

お配りしております、農地利用状況調査ファイルをお開き頂き、2ページ目の「R8 農地法第30条 農地利用状況調査 現地調査マニュアル」をご覧ください。

【配布資料】は、マニュアル記載のとおりです。6のホワイトボードについては、後ほど説明いたします。

【調査期間】は、令和8年8月28日（金）から、10月27日（火）です。10月28日（水）の総会で調査票の提出をお願いします。

次に、【調査員】は、4ページ目の「農地担当表」のとおりです。原則担当表のとおり、現地調査は2名で行っていただきます。やむを得ない場合には、担当1名による調査も可能ですが、ホワイトボードを使用しての写真撮影や、安全面及び調査の正確性を確保するため極力2名で行ってください。

次に、【調査方法】についてです。5ページ目の記載例と合わせてご覧ください。

1ですが、実際に調査対象地に行き、地図等を基に目視で農地を確認いただきます。

2ですが、表紙裏面の「調査票記載フロー」や国が示す「参考写真」に基づき、記載例を参考に、調査結果を調査票に記載します。「○ ×」欄に、マニュアルの通り、「○」か「×」のいずれかを記載してください。

なお、調査終了後に事務局で調査結果を取りまとめる関係上、調査結果の記載は「×」だけでなく、「○」についても必ず記載してください。

「○」の記載がないと、事務局が取りまとめる段階で調査が完了しているのかどうかの確認が取れなくなってしまうので、「○」についても必ず記載していただきますよう、ご協力をお願いします。

次に3ですが、調査方法2の工程で、「×」とした場合は、6ページ目の調査票記載フローを参考に区分欄へ「①・②・⑤」のいずれかを記載してください。

その上で、遊休農地となっている要因、立地状況について、所定の欄に該当の番号を選択して、記載してください。要因が複数ある場合には「要因2」へ記載し、要因を⑦その他の理由とした場合には、「要因⑦の場合」欄へ理由を自由記載してください。

また、現況及び備考欄には、記載例のとおり、現場の状況を必要に応じて記載してください。

なお、記載例の右側にあるように昨年度に行った調査の現況及び備考欄を入れてありますので、参考にいただければと思います。

4ですが、すべての調査が終了したら、調査結果を10月28日（水）の総会にて事務局へ提出してください。

次に【その他】ですが、1については、調査の結果「×」と判定した農地は、皆様にお渡しするホワイトボードに調査年月日と該当地番を記載の上、デジタルカメラ又はスマートフォンで農地とその地番などが分かるように撮影し、写真データを農業委員会事務局宛てにメール送付してください。

・メールアドレスはマニュアルに記載のとおりです。

新規発生のみ（R7〇→R8×）事務局にて、現地確認を行いますので、×に該当する農地は、必ず写真撮影をお願いします。撮影した写真は、漏れがないように事務局までメール送付をお願いいたします。

送付していただいた写真に不備（日付がない、現地の状況がわかりにくい、地番がない等）がある場合は、再撮影をお願いすることがありますのでご承知おきください。

2は、例年通り、調査に当たっては、農業委員手帳及び農地等立入調査証を必ず携帯し、必要に応じ、農地所有者等に掲示してください。

3について、特に市街地の農地については、農地所有者の敷地内を通らなければならない場合もあるので、必要に応じ、農地の調査である旨を伝え、農地所有者の了解を得てから調査してください。

以上、調査を行っていく中で、ご不明な点があれば、事務局までお問合せいただければと思います。

本総会終了後、必要に応じて各地区の担当委員の方ごとに調査について日程等の協議をしていただきますようお願いいたします。

リストに載っている農地が調査対象になりますので、ご注意ください。なお、タブレットの操作方法ですが、借用を希望される方は本総会終了後に操作方法の説明をさせていただきます。

最後になりますが、近年の気温の上昇によって調査時における熱中病リスクが高まっていますので、熱中症リスク低減に努めていただきますようお願いいたします。

以上で、利用状況調査の説明を終わります。

次に、諸般の報告2、令和8年度神奈川県農業会議農政活動協力金について、ご報告いたします。

担当する委員の皆様に配布させていただいた「諸般の報告2 参考資料」をご覧ください。

募金の内容は、農業会議が行う農政活動に賛同する農家1戸当り

600円の募金を集めて、農業委員会連合会を通じ農業会議へ納入し、農政活動の資金として使用されるものです。

今年度も神奈川県農業会議会長から募金の依頼がありましたので、委員の皆様、各地区を回っていただき、募金の協力依頼及び取りまとめをお願いいたします。

募金の際に配布いただく資料につきましては、通知に記載のとおりですが、集金した際に、領収書を渡すとともに、資料記載の配布書類をお配りいただきますようお願いいたします。

なお、皆様からいただいた活動協力金を元に毎年発行している農業だより「ふれあい」の最新号が10月1日発行となっており、事務局には9月下旬に届く予定となっています。

届き次第、皆様に郵送させていただきますので、その時点で未集金の方には集金と同時に冊子をお渡しいただき、集金済みの方には改めてお渡しいただければと思います。

また、領収書については、氏名を記入済みです。万が一、相続等により記載した氏名が異なる場合には、予備の領収書をお使いいただきますようお願いいたします。

集めました募金につきましては、領収書と合わせて10月28日（水）までに事務局へお持ちいただきますようお願いいたします。

次に、諸般の報告3、農地パトロールについて、ご報告いたします。

農地パトロール実施計画に基づき、農地法違反地の現在の状況を確認するため、農地パトロールを10月14日（水）9時30分から、農業委員3名、農業委員会事務局2名、市の開発審査課職員2名、同じく都市調整課職員1名、横須賀三浦地域県政総合センター職員1名の合計9名で実施予定です。

対象の委員は、1番 山中委員、2番 石田委員、3番 金田委員にお願いします。なお、実施の通知につきましては、本日、対象委員の机上に配布させていただきましたので、ご確認ください。ご協力よろしくお願いいたします。

次に、諸般の報告4、「令和8年熊本地震義援金」の募集について、ご報告いたします。

7月28日に発生した「令和8年熊本地震」に伴い、一般社団法人全国農業会議所が神奈川県農業会議をとおして、農業委員会組織として義援金の募集活動に取り組むこととした旨の通知がありました。つきましては、鎌倉市農業委員会としての募金について、皆様のご意見を伺うものです。

事務局といたしましては、令和6年能登半島地震義援金と同様に、農業委員皆様の積立金から、1人1口1,000円ずつ、計13,000円を指定口座に送金するという案がございますが、いかがでしょうか。

（事務局一任の声）

	それでは、このように対応させていただきます。 次に、諸般の報告5、令和8年度神奈川県農業委員会活動推進大会の開催について、ご報告します。 お手元の「諸般の報告5 参考資料」をご覧ください。 神奈川県農業委員会活動推進大会が11月5日（木）13時～開催されることとなり、場所は横浜市市民文化会館「関内ホール」となります。当大会は、年に1度、県内の農業委員が一堂に会し、本県農業の重要施策に関する要望事項を決議するとともに、農業委員活動の強化、各種取り組みの実現に向けた運動を展開する為に行われます。なお、会場となる関内ホールに駐車スペースがなく、会場までは関内駅から徒歩5分程度のため、各自食事を済ませてから、現地集合、現地解散でお願いいたします。 また、当日は全員参加となりますので、宜しくお願いいたします。 次に、諸般の報告6、遊休農地解消対策実践活動について、報告いたします。作業は、9月10日（木）午前9時30分から草刈り等を行う予定です。本日、対象委員（関根委員、齋藤委員、二之宮委員、市川委員）の方については、机上に資料を配布させていただきましたので、ご確認ください。 なお、当日が雨天の場合は、17日（木）に延期とします。ご協力よろしくお願いいたします。 次に、諸般の報告7、次回は、9月29日（火）午後3時30分からで、会場は、鎌倉市役所 本庁舎4階 402会議室になります。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和8年度第5回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長 平井 保男	
議事録署名委員 3番 金田 康浩	
議事録署名委員 5番 一ノ尾 信行	